

用語の解説（50音順）

あ行

- エヌピーオー
- ・ N P O

か行

- きょたくかいご
- ・ 居宅介護

- ・ ケアマネジャー
- かいごしえんせんもんいん
(介護支援専門員)

- けいかてきょうかいご
- ・ 経過的要介護

- こうきこうれいかりつ
- ・ 後期高齢化率

- こうじょ きょうじょ じじょ
- ・ 公助、共助、自助

- こうれいかりつ
- ・ 高齢化率

地域や社会をより良くするために社会貢献活動を行う民間の非営利団体で、市民活動団体とも呼ばれています。法人ではないボランティア団体も該当します。

日常暮らしている自宅において利用できる介護保険サービスのことを居宅介護サービスといいます。自宅にサービス提供者が訪問して行う訪問系のサービス、自宅から施設に通って日帰りで利用する通所系のサービス、短期間施設に泊まって介護を受ける短期入所系のサービスやその他自宅での生活を支えるサービスなどがあります。

介護保険制度で、要介護認定の訪問調査やケアプラン作りなどを行う専門職。

平成 18 年 4 月の改正介護保険法の施行により、従来の認定区分（6 段階）が変更され、新たな認定区分（7 段階）となりました。平成 18 年 3 月末時点で、「要支援」と認定されていた人が、同年 4 月 1 日以降も引き続き認定の有効期間を有していた場合、新たな基準による要介護認定を受けるまでの間、「経過的要介護」として一時的に設けられた認定区分のことです。

総人口に占める後期高齢者（75 歳以上）人口の割合。

- ・ 公助 = 個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。
- ・ 共助 = 自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。
- ・ 自助 = 自分の責任で、自分自身が行うこと。

総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合。国や地域の高齢化の程度をはかる指標として使用されています。

さ行

じんこうどうたいとうけい
・人口動態統計

た行

・地域ケア

・千葉県福祉のまちづくり条例

国（厚生労働省）が毎年実施している統計。出生や死亡、婚姻や離婚などの件数が調査されています。

高齢者が身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉などの社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する高齢者を地域社会全体で支える仕組みの事です。

高齢者、障害のある人等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、平等に参加できる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障害のある人等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、千葉県が平成 8 年 3 月に制定した条例です。

同条例では、病院、映画館、デパート、共同住宅、学校のような多数の人が利用する施設（条例では「公益的施設等」という。）について、高齢者や障害のある人たちが安全で快適に利用できるよう、出入口や廊下の構造、エレベーターやトイレの設置等に関し、必要な整備基準を示し、公益的施設等の所有者・管理者に対し、整備基準に適合させるよう「努力義務」を定めています。

整備基準に適合する施設は、適合証の交付が受けられ、誰もが利用できる施設であることを県が公表します。

公益的施設等のうち特に公共性の高い施設（条例では「特定施設」という。）を新設または改修する設置者等に対しては、着工前に届け出ることを求め、高齢者や障害のある人たちが安全で快適に利用できる施設となるよう、必要な指導・助言等を行い、協力を求めています。

た行

でんせんるいちちゅうか
・電線類地中化

な行

にちじょうせいかつけんいき
・日常生活圏域

は行

・バリアフリー

ほうかつてき けいぞくてき
・包括的・継続的ケアマ
ネジメント

電線（電力線・通信線等）及び関連施設を地中に埋設すること。歩行者空間及び交通安全の確保、災害時の円滑な交通の確保、良好な都市景観の形成、電力及び通信の安全性信頼性等の向上に寄与することを目的として実施しています。

平成 18 年 4 月の改正介護保険法の施行により、市町村が策定する介護保険事業計画に定めることとなった区域（生活圏域）のこと。

日常生活圏域の設定にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように、地理的条件、人口、交通事情や介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況などを総合的に勘案して、市町村ごとに区域（日常生活圏域）を定めることとなります。

広義の対象者としては障害者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障害者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、または具体的に障害を取り除いた状態をいいます。

一人ひとりの高齢者が地域で暮らし続けるためには、高齢者の状態に合わせて様々な支援が必要となります。「介護保険の対象となった場合」「医療の対象となった場合」「在宅の場合」「施設に入所した場合」というように、特定のサービスを利用する場合や、特定の状態の場合だけを支援の対象とするのではなく、一人ひとりの高齢者が地域で暮らし続けるため、高齢者自身の努力とともに、地域における様々な資源を活用し、必要な支援を広く集め、生活を総合的に支えることを目指すものです。

また、高齢者の心身の状態や生活環境などの変化に応じて、適切な支援やサービスを組み合わせる提供できるよう、継続的に支援していく必要もあります。

そのため、保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉・介護サービスを切れ目なく施していくことをいいます。

や行

・ユニバーサルデザイン

ようかいご [ようしえん] にんてい
・要介護〔要支援〕認定

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

要介護〔要支援〕認定は、介護保険制度において、介護サービスの利用に先立って利用者が介護〔支援〕を要する状態であることを公的に認定するものです。なお、要介護度は、被保険者の介護を必要とする度合いを表すもので、最も軽度の要支援1、要支援2から、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、最も介護を要するとされる要介護5の7段階に区分されています。

第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画（素案）

発行者：佐倉市役所

編集者：佐倉市役所 福祉部 高齢者福祉課
介護保険課

〒285 - 8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

電話番号 043 - 484 - 1111〔代表〕

お問合せ 043 - 484 - 6243〔高齢者福祉課/直通〕

043 - 484 - 6174〔介護保険課/直通〕